

公立大学法人秋田公立美術大学役員規程

令和2年3月31日

規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の役員に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、地方独立行政法人法に定める公立大学法人の使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第3条 役員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法人の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為
- (2) 法人の秩序および規律を乱す行為

(守秘義務)

第4条 役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(懲戒)

第5条 理事長は、副理事長又は理事が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) この規程およびその他法人規程等に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 法令違反その他役員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき。

2 前項の懲戒の区分については、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号）第43条の規定（ただし、懲戒解雇を除く。）を準用する。

(出張および旅費)

第6条 理事長は、職務上必要がある場合は、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人秋田公立美術大学旅費規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第70号）に基づき支給する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。